

改正	昭和48年9月25日規則第34号	昭和49年3月27日規則第15号
	昭和49年10月28日規則第37号	昭和52年9月29日規則第40号
	昭和54年11月1日規則第41号	昭和56年12月21日規則第47号
	昭和57年3月29日規則第9号	昭和57年6月28日規則第27号
	昭和58年3月17日規則第9号	平成6年3月24日規則第7号
	平成9年3月21日規則第6号	平成12年3月30日規則第23号
	平成12年12月25日規則第57号	平成15年3月31日規則第34号
	平成15年8月25日規則第46号	平成16年2月26日規則第1号
	平成16年3月25日規則第4号	平成17年9月20日規則第51号
	平成18年7月18日規則第42号	平成21年3月31日規則第31号
	平成29年3月30日規則第16号	平成29年3月31日規則第25号
	平成31年3月14日規則第7号	令和2年5月11日規則第43号
	令和3年3月25日規則第16号	令和3年10月18日規則第100号

公害防止条例施行規則をここに公布する。

良好な生活環境の保全に関する条例施行規則

題名改正〔昭和49年規則15号・令和3年100号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 規制基準等（第9条）
- 第3章 諸届出（第10条—第13条）
- 第4章 測定方法等（第14条・第15条）
- 第5章 深夜における音響機器の使用の制限区域等（第16条）
- 第6章 サーチライト等の使用の禁止の特例（第17条）
- 第7章 公害防止管理責任者（第18条）
- 第8章 雑則（第19条・第20条）

附則

（趣旨）

第1条 この規則は、良好な生活環境の保全に関する条例（昭和48年長野県条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和49年規則15号・令和3年100号〕

第6章 サーチライト等の使用の禁止の特例

追加〔令和3年規則100号〕

（サーチライト等の使用の禁止の特例）

第17条 条例第52条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）法令の規定に基づき使用する場合
- （2）災害又は事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助又は被害の発生若しくは拡大の防止のために使用するとき
- （3）教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合
- （4）祭典等の催物において一時的に使用する場合

追加〔令和3年規則100号〕

（立入検査の身分証明書）

第19条 条例第55条第3項の規定による身分を証する証明書は、良好な生活環境の保全に関する条例第55条第3項の規定による身分証明書（様式第9号）によるものとする。

一部改正〔昭和48年規則34号・49年15号・57年9号・58年9号・平成12年23号・29年16号・令和3年16号・100号〕